

※整理番号

受付印

不動産取得税納税義務の免除予定の申告書

年 月 日  (宛先) 埼玉県 県税事務所長	取得者	住所又は所在地	
		氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 ( ) )
		個人番号 又は法人番号	

不動産取得税の納税義務の 免除を受けようとする不動産	土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	地床面積 m <sup>2</sup>	積積	取得した年月日
						. .

徴収猶予を受けようとする事由等（該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）

1 取得した不動産は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として取得したもので、譲渡担保財産の設定の日から2年以内にその設定者に移転する予定である。

設定者へ移転予定の年月日	. .
--------------	-----

2 その他の事由（該当の数字を○印で囲んでください。）

(1) 次のア又はイに該当する。

ア 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合において、建築工事の完了の公告があつた日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得する予定である。

イ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、公共施設の整備に関する

工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得する予定である。

- (2) 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が農地売買等事業の実施により地方税法施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内にこれらの土地について土地改良法による土地改良事業が開始された場合において、当該事業の完了の日として地方税法施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日まで）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資する予定である。
- (3) 土地改良区が換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡する予定である。

- 注意1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の4第2項、第32条の11の5第2項、第32条の11の6第2項又は第32条の11の7第2項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
  - 3 ※印の欄は、記入しないでください。